

令和7年度 入札参加資格審査申請要領【市内:コンサルタント・登記】

＜資格要件＞

宍粟市内に営業の本拠がある者で、次の(1)～(2)に定める者

- (1) 営業に関して、法令等により許可、認可、免許、届出等を義務づけられているときは、その許認可等を受けていること。
- (2) 国税及び地方税、及び宍粟市に納入義務があるものに滞納が無いこと。

1. 登録区分

市内業者：コンサルタント・登記

① 法人にあつては、本店の所在地が宍粟市内である者

② 個人にあつては、本店の所在地が宍粟市内である者

※ 支店(所)等が宍粟市内に所在する場合は、登録区分が「市外業者」となります。
2. 登録業種

①測量 ②建設コンサルタント(土木関係) ③建築コンサルタント(建築士事務所) ④登記業

※ 法令上、資格、登録等の制度のある業種を希望される場合は、登録等がある業種に限り申請することができます。

※ 受付業種(入札参加を希望する業種)数の制限はありません。

※ 登録申請後に内容の変更等がある場合は、速やかに届け出てください。

※ 年度途中での業種追加の場合は、変更受付日より入札参加制限がかかることがあります。

※ 市内・建設工事等への登録がある場合、建築設計を受託した業者は、当該建築工事への工事入札に参加できません。
3. 申請期間

令和7年4月1日(火)から

※土日祝日を除く

窓口での受付時間

・午前の受付 9時00分～11時30分

・午後の受付 1時30分～ 4時30分

※ 新規登録の受付期間: 令和7年9月30日まで(土日祝日を除く、以下同様)

但し、令和6年度に登録実績がある場合は、令和7年12月26日までとし、その他の変更届等は随時受け付けます。

※ 次の期間に申請した場合は、入札参加制限があります。

令和6年度に登録実績がある者	令和7年4月1日から令和7年12月26日までに受付した場合: 受付の日から3ヶ月間
令和6年度に登録実績がない者	令和7年4月1日から令和7年9月30日までに受付した場合: 受付の日から6ヶ月間
4. 提出先

宍粟市 総務部 財務課 入札検査係 (市役所3階 窓口 33)

〒671-2593

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
5. 有効期間

受付日 から 令和8年3月31日 まで
6. 提出書類

別紙「提出書類一覧」を確認の上、必要書類を提出してください。
7. 提出部数

1 部
8. 提出方法

郵送 又は 持参

※ A4サイズで作成し、左上クリップ留めしてください。

※ 郵送の場合は、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。
9. 問合せ先

宍粟市 総務部 財務課 (TEL:0790-63-3125 ダイヤルイン)

メールアドレス: keiyakukanri-kk@city.shiso.lg.jp

10. その他

- (1) 申請資格要件に該当しないと判明した場合又は虚偽の事項を記載した場合、並びに入札参加資格審査申請書の誓約に反した場合は、参加資格を取り消す等の措置を行うことがあります。
- (2) 業務に関し、宍粟市指名停止基準の措置要件に該当することとなった場合は、直ちに届け出てください。
- (3) 宍粟市では、市内業者に発注する「コンサルタント業務」については電子入札システムを導入しています。紙入札での参加はできませんのでご注意ください。
- (4) 電子入札のOA機器等導入に関することは、【兵庫県電子入札共同運営システム】のホームページから「事前準備」のページをご覧ください。https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/hyogo/junbi_dousa.html
- (5) 申請事項に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。
- (6) 宍粟市暴力団排除推進条例に基づき、契約にあたっては暴力団排除に係る誓約書等の提出、及び警察署への照会を行うことについて承諾していただきます。

提出書類一覧 【市内:コンサルタント・登記】

☆ 提出書類は次のとおりです。様式が定められているものは所定の様式で提出してください。

No.	提出書類名	内 容 ・ 説 明
1	入札参加資格審査申請書	様式1
2	資格者名簿・技術者経歴書	様式2
3	資格者・技術者の資格等証明書類の写し	① 免許証・資格証明書等の写しを提出すること。(実務経歴による場合は不要) ② 当該技術者と入札参加資格申請者との雇用関係を証する下記の書類のいずれかの写しを提出すること。 ・健康保険被保険者証(所属会社名が記載されているもの) ・雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・給与所得の源泉徴収票(事業者名称が確認できるもの) ・住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書(直近のもの) ・後期高齢者医療被保険者証+源泉徴収票(事業者名称が確認できるもの) ・給与支払報告書(事業者名称が確認できるもの) ・確定申告書(事業者名称が確認できるもの)
4	許可(登録)通知書 又は 許可(登録)証明書の写し (コンサルタント業務申請者)	直近のもので入札参加資格申請時に有効であるものを提出すること。 ※ 許可(登録)通知書又は当該証明書に事務所所在地の記載がない場合には、許可(登録)申請時に提出した申請書の写しを、通知書に併せ添付すること。
5	登記事項証明書(写し可) 身分証明書(写し可)	申請者が法人である場合は提出すること。 ※現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(変更届においては履歴事項全部証明書に限る。) 申請者が個人である場合は提出すること。 身分証明書は、申請者の本籍地がある市区町村の戸籍担当窓口で発行されます。
6	市税及び国民健康保険税の完納証明書(写し可) ※ 宍粟市に納税義務があるもの ※ 税務課等に納税義務の有無を照会する場合があります。	・市税及び国民健康保険税(宍粟市に納税義務があるもの)の、完納証明書を提出すること。 ・ただし、法人の場合は、法人及び代表者の納税義務があるものを提出すること。 ※申請は、市役所税務課または各市民局まちづくり推進課になります。 ※初めて宍粟市に登録を申請する法人は、法人設立届の写し又は法人市民税の申告書の写しを提出すること。(いずれも宍粟市の受付印のあるもの) ※納付後、システム処理に日数を要するため、発行日時点で証明が出来ない場合は、納付が完了していることが証明できる書類等を窓口に表示してください。
7	各種 収納済証明書(写し可) ※ 宍粟市に納入義務があるもの ※ 各担当課に納入義務の有無を照会する場合があります。 ※ 納入期限が申請日前々月末までのものが対象になります。(例: R7年3月1日に申請の場合、R7年1月末までが対象)	・宍粟市に納入義務があるものについて収納済証明書を提出すること。 ・ただし、法人の場合は、法人及び代表者の納入義務があるものを提出すること。 ※申請は、市役所または各市民局の各担当課になります。 例) ・貸付資金 ・住宅使用料 ・水道使用料 ・下水道使用料 ・上下水道分担金 ・保育料 ・介護保険料(※65歳以上) ・後期高齢者医療保険料(※75歳以上) など、宍粟市へ納付しているものが対象になります。
8	受付票 (必要な場合のみ)	受付票が必要な場合は、次の①又は②を提出してください。 受付印押印の上返送します。 ① 受付票(任意様式可)及び返送用封筒(切手貼付、返信先記入) ② 返信用はがき ※ 切手がない場合及び不足する場合は返信できません。

※ 5の証明書については、**発行日から受付到着日まで3か月以内のもの**に限ります。ただし、申請書類の受付到着日前に期限が到来した場合には再取得が必要です。 例: 受付到着日: 7月15日 ⇒ 3か月前: 4月16日

※ 宍粟市が発行する各種証明書の申請に際しては、窓口へ来られた方の「本人確認」を行います。
個人情報の保護と不正行為防止を図るため、ご協力をお願いします。

①本人確認を求める申請事項

- ・申請者が個人である場合の身分証明書の申請
- ・市税及び国民健康保険税の完納証明書の申請
- ・各種収納済証明書の申請

②本人確認の方法

- ・官公庁が発行した顔写真付きの証明書による確認
（例）運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等
- ・顔写真付き証明書をお持ちでない場合は、本人確認できる資料2種類による確認
（例）健康保険等の被保険者証、医療受給者証、年金手帳、各種年金証書、病院の診察券、納税通知書等

③ 法人に係る各種証明書の申請には、法人の印鑑が必要になります。

④ 各種証明書の申請時に、本人以外の場合は委任状が必要になります。

令和7年度 入札参加資格審査申請書
【市内:コンサルタント・登記】

令和 年 月 日

宍 粟 市 長 様

宍粟市が発注する各コンサルタント業、又は登記業に係る入札に参加したいので、別添書類を添えて申請します。なお、申請にあたり下記事項について誓約します。

- 1) この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないこと
- 2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- 3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- 4) 労働安全衛生規則を遵守します
- 5) 国税及び地方税、及び宍粟市に納入義務があるものに滞納が無いこと

申請者

(本店) 所在地又は住所	〒				
(フリガナ) 商号又は名称			印	印	※申請者の使用印鑑
(フリガナ) 代表者職氏名					
電話及びFAX番号	TEL				
	FAX				
Eメールアドレス	@				
書類作成者氏名	氏名		連絡先		
登録等を受けている 事業 (登録事業の番号に○)	登録事業名		登録番号	登録年月日	
	1	測量業者	第 号	年 月 日	
	2	建築士事務所	第 号	年 月 日	
	3	建設コンサルタント(土木)	第 号	年 月 日	
	4	地質調査業者	第 号	年 月 日	
	5	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	
	6	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日	
	7	土地家屋調査士	第 号	年 月 日	
	8	司法書士	第 号	年 月 日	
入札参加希望業種 (希望業種に○)	測量		登記業		
	建設コンサルタント(土木関係)		その他()		
	建築コンサルタント(建築士事務所)				

適格請求書発行事業者(インボイス)	登録 番号		☐ 無
-------------------	----------	--	----------------------------

代理申請時使用欄	事務所名
※行政書士等が代理申請される場合に記入してください。	代理人氏名
	住所
	TEL

※以下の欄は記入しないでください。

※受付欄	受付日	年 月 日	受付番号	
	変更受付日	年 月 日	内容	
	変更受付日	年 月 日	内容	

資格者名簿・技術者経歴書

- 申請業種
- (申請業種に☒記入)
- ☐ 測量
- ☐ 建設コンサルタント(土木関係)
- ☐ 建築コンサルタント(建築士事務所)
- ☐ 登記業
- ☐ その他()

※業種ごとに作成すること。

No.	氏 名	資格・法令による免許等の名称	取 得（登 録）年 月 日
①			年 月 日
②			年 月 日
③			年 月 日
④			年 月 日
⑤			年 月 日
⑥			年 月 日
⑦			年 月 日
⑧			年 月 日
⑨			年 月 日
⑩			年 月 日

※「資格等に加え実務経験を要する場合」、又は「実務経験により資格と同等の扱いとなる場合」等に該当する場合は以下に記入すること。

No.	氏 名	実 務 経 歴	実 務 経 験 年 月 数
①			年 月
②			年 月
③			年 月
④			年 月
⑤			年 月
⑥			年 月
⑦			年 月
⑧			年 月
⑨			年 月
⑩			年 月

記載要領

- 1 本店及び営業の本拠に常時勤務する者について記載すること。
- 2 「資格・法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記入すること。
- 3 「実務経歴」の欄については、最近のものから記入し、業務に従事した職種及び地位を記入すること。
- 4 法令による免許等を受けている者の免許の写し等を添付すること。
- 5 当該資格者・技術者と事業所との雇用関係を証する書面の写しを添付すること。（記号・番号等をマスキングした健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等）
- 6 複数業種を申請する場合は、1業種につき1枚作成すること。

宍粟市入札参加資格審査申請書受付票

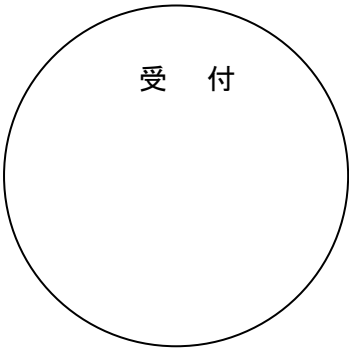
【市内:コンサルタント・登記】

有効期間： 受付日 から 令和8年3月31日 まで

申 請 者	
所在地又は住所	
商号又は名称	
代表者職氏名	

※申請者欄は申請者においてあらかじめご記入ください。
※受付後の審査で補正指示を行う場合があります。

あなたから申請のありました入札参加資格審査申請書を受付けました。



宍粟市 総務部 財務課 (TEL0790-63-3125 ダイアルイン)

宍粟市入札参加資格審査申請書 変更届

令和 年 月 日

宍 粟 市 長 様

申 請 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

登録業種	【市内:コンサルタント・登記】
------	-----------------

1. 変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

2. 変更事項にかかる添付書類名

※記載要領

- ・申請事項に変更があった場合に提出すること。
- ・変更に伴い必要になる書類を添付して提出すること。